

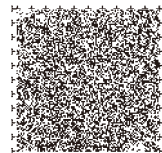
第3次朝霞市 男女平等推進行動計画

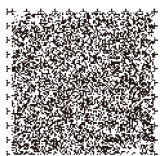
(令和8(2026)年度～令和17(2035)年度)



令和8(2026)年3月

朝霞市







はじめに

本市では、平成28年度から令和7年度までの10年間、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」に基づき、各種施策を計画的に推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大によって、DVや児童虐待、不安定な雇用状況、生活困窮等をめぐる課題がより明らかになるとともに、相談・支援の必要性が高まりました。支援のニーズは複雑化・多様化・複合化しており、DV防止対策をはじめ、困難な状況にある様々な立場の人への支援がますます必要となっています。

国においては、様々な法整備や取組が行われていますが、その一つとして、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。市としても「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点に立ち、女性が安心して自立し、暮らせる社会の実現を目指して取組を進めているところです。

さて、本市の男女平等に関する意識について目を向けますと、令和6年度に実施した「男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査」では、性別による固定的な役割分業意識の考え方に反対した小・中・高校生の割合が、いずれの年齢層においても7割を超えており、男女平等の意識が未来へとつながっていく希望が持てました。一方で、市民意識調査では、社会通念・慣習等では男女の地位は平等になっていると回答した方は約1割にとどまるなど、男女平等に関する意識が社会には十分に浸透していないことがうかがえます。

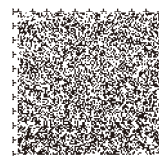
こうした状況を踏まえ、このたび、「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、令和8年度から10年間の計画が新たにスタートいたします。

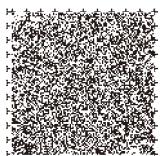
本計画では、「第6次朝霞市総合計画」と一体的に施策を展開するため、施策体系において「男女平等の意識づくり」と「男女平等が実感できる生活の実現」「性の多様性に対する理解の促進」を基本目標とすることとしました。また、本計画は、「朝霞市DV防止基本計画」及び「朝霞市女性活躍推進計画」に加えて、新たに「朝霞市困難女性支援基本計画」を包含しており、ここで示す様々な男女平等推進のための方向性に基づき、男女平等施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。市民一人ひとりの男女平等に関する意識向上にとどまらず、互いを尊重し合える行動の変化につなげることで、誰もが性別にかかわらず対等に参画できる社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました朝霞市男女平等推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民や事業所の皆様、また、関係者の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

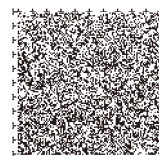
朝霞市長 松下 昌代





目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	2
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の構成・期間	3
4 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の 社会経済状況の変化(法律改正等)	4
5 めざす姿	7
6 基本目標	9
7 基本施策	10
8 朝霞市 DV 防止基本計画	11
9 朝霞市困難女性支援基本計画	13
10 朝霞市女性活躍推進計画	15
11 施策の体系	17
12 本計画と SDGs	18
第2章 朝霞市の現状と取組	19
1 朝霞市の現状	20
(1)人口・世帯の状況	20
(2)結婚・出産・子育てをとりまく現状	22
(3)就労に関する状況	24
(4)ワーク・ライフ・バランスに関する状況	26
(5)政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況	28
2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組と評価	30
(1)第2次朝霞市男女平等推進行動計画に基づく取組と評価	30
(2)指標・数値・現状値一覧表	38
第3章 基本計画	39
1 ジェンダー平等の推進	40
1-1 男女平等の意識の啓発	40
1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	42
1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	44
2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶	46
2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発	46
2-2 DV 被害者等の相談体制の充実	48
2-3 関係機関等との連携強化	50



3	様々な困難を抱える女性に対する支援の充実	52
3-1	若年女性が安心して暮らせるための支援	52
3-2	困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備	54
4	女性のエンパワーメントの推進	56
4-1	女性の就業生活における活躍の推進	56
4-2	多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	58
4-3	ワーク・ライフ・バランスの推進	60
5	経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	62
5-1	政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進	62
5-2	地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	64
6	多様な生き方の尊重と理解促進	66
6-1	SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進	66
第4章 計画の推進		69
1	市、市民、事業者の役割分担と連携・協働	70
2	総合的な推進体制	71
3	進行管理	72
4	指標・目標値一覧表	73
資料編		75
1	計画策定の経過	76
2	朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	78
3	法令	79
	●男女共同参画社会基本法	79
	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	84
	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	96
	●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	105
	●埼玉県男女共同参画推進条例	111
	●朝霞市男女平等推進条例	114
4	男女共同参画関連年表	119
5	用語解説	126

◆本文中で*印のついた用語は、資料編「5 用語解説」において詳細に説明しています。

◆本計画に掲載している「朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」、「朝霞市男女平等に関する事業所アンケート結果報告書」、「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書」のグラフについては、回答比率(%)の小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が100%にならないことがあります。

